

株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2023 年 11 月 13 日

アララ株式会社

2023年11月13日

東京都港区南青山二丁目24番15号
アララ株式会社
代表取締役社長 尾上 徹

株式交換に関する事前開示事項

当社は、2023年10月13日開催の取締役会において、2024年3月1日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社クラウドポイント（以下「クラウドポイント社」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）による経営統合を行うことを決議し、同年10月13日に両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める当社の事前開示事項は以下のとおりです。

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

本株式交換契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別紙2のとおりです

3. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第193条第3号イ）

クラウドポイント社の最終事業年度（2022年9月1日から2023年8月31日まで）に係る計算書類等の内容は別紙3のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第193条第3号ロ）

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 3 号ハ）
該当事項はありません。

5. 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号イ）
該当事項はありません。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）
会社法第 799 条第 1 項の規定により、本株式交換について異議を述べることのできる債権者はいないため、該当事項はありません。

以上

本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

アララ株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社クラウドポイント（以下「乙」という。）は、甲乙間の株式交換に関し、2023年10月13日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に定めるとおりである。

(1)甲（株式交換完全親会社）

商号：アララ株式会社

住所：東京都港区南青山二丁目24番15号 青山タワービル別館

(2)乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社クラウドポイント

住所：東京都渋谷区渋谷二丁目16番1号 Daiwa 渋谷宮益坂ビル8階

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て等に関する事項）

1.甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（以下「本割当対象株主」という。）に対して、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に3.47を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

2.甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式3.47株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。

3.前二項の規定に従って本割当対象株主に対して割り当てる甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従って処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 資本金：金0円

(2) 資本準備金：会社計算規則第39条に従い甲が別途定める額

(3) 利益準備金：金 0 円

第 5 条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生じる日（以下「本効力発生日」という。）は、2024 年 3 月 1 日とする。但し、本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第 6 条（株式交換契約に関する株主総会の承認）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を開催し、本契約の承認に関する決議を求めるものとする。

第 7 条（善管注意義務）

1.甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその通常の業務の範囲内で事業の運営を行うものとし、自らの財産又は権利義務に重大な悪影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意の上で行うものとする。

2.前項の規定にかかわらず、乙は、2023 年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、その株式 1 株当たり金 72 円を限度として剰余金の配当を行うことができる。

第 8 条（本契約の変更及び解除）

本契約締結日から本効力発生日の前日までの間において、甲又は乙の財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業又は権利義務に重大な悪影響を及ぼすおそれがあると合理的に判断される事態が発生し、本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な悪影響を与える事態その他本契約の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本契約を解除し、又は本株式交換の条件を変更することができる。

第 9 条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに第 6 条に定める甲若しくは乙の株主総会の決議による本契約の承認が得られなかった場合、又は、前条の規定に従い本契約が解除された場合は、その効力を失う。

第 10 条（準拠法・管轄）

1.本契約は、日本法に準拠し、かつこれに従って解釈されるものとする。

2.本契約に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄

裁判所とする。

第 11 条（誠実協議）

本契約の条項に関して疑義が生じた場合又は本契約に定めのない事項については、誠実に協議し、その解決に努める。

（以下余白）

本契約締結を証するため、正本 2 通を作成し、各当事者が各 1 通を保有する。

2023 年 10 月 13 日

甲： 東京都港区南青山二丁目 24 番 15 号
アララ株式会社
代表取締役社長 尾 上 徹

乙： 東京都渋谷区渋谷二丁目 16 番 1 号
株式会社クラウドポイント
代表取締役 三 浦 巖 嗣

会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項
についての定め相当性に関する事項

1. 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項

①本株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社とし、株式会社クラウドポイント社（以下「クラウドポイント社」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行い、クラウドポイント社の普通株式（以下「クラウドポイント社普通株式」といいます。）を保有する同社株主（ただし、当社を除きます。）に対して当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）を割当て交付します。

②本株式交換に係る割当の内容（株式交換比率）

	当社 (株式交換完全親会社)	クラウドポイント社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る交換比率	1	3.47
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：3,755,785（予定）	

(注 1) 本株式交換に係る割当の詳細（予定）
クラウドポイント社普通株式 1 株に対して当社普通株式 3.47 株を割当て交付いたします。なお、上表に記載の本株式交換にかかる株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に変更が生じもしくは判明した場合には、両社協議の上、本株式交換比率を変更することがあります。本株式交換比率を変更することを決定した場合には直ちに開示いたします。

(注 2) 本株式交換により交付する株式数（予定）
当社は、本株式交換により当社がクラウドポイント社普通株式の全てを取得する時点（以下「基準時」といいます。）の直前時のクラウドポイント社の株主に対し、その保有するクラウドポイント社普通株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社普通株式を交付する予定です。なお、交付する当社普通株式については、新たに普通株式 3,755,785 株の発行を行う予定です。

(注 3) 単元未満株式の取り扱いについて（予定）
本株式交換に伴い、単元（100 株）未満の当社普通株式の割当を受けるクラウドポイント社の株主につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなるクラウドポイント社の株主の皆様は当社の単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

・単元未満株式の買取制度（100 株未満株式の売却）
会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、当社に対し、保有することとなる当社の単元未満株式の買取りを請求することができます。

(注 4) 1 株に満たない端数の処理（予定）
本株式交換に伴い、当社普通株式 1 株に満たない端数の割当を受けることとなるクラウドポイント社の株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、当社が 1 株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いし、端数部分の株式は割当てられません。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、下記（4）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換の

株式交換比率算定に当たり、公平性・妥当性を確保するため、株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス社」といいます。）を第三者算定機関として選定し、プルータス社による株式交換比率の算定結果を参考にし、当社がクラウドポイント社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断し、クラウドポイント社は2023年10月12日に、当社は2023年10月13日に開催したそれぞれの取締役会において、本株式交換契約の締結を承認いたしました。

（２）算定に関する事項

①算定機関の名称及び両社との関係

プルータス社は、両社から独立した第三者算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換において記載すべき重要な利害関係を有しません。

②算定の概要

プルータス社は、当社が東京証券取引所グロース市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価分析（当社が本株式交換契約書の締結を承認した取締役会開催日の前日である2023年10月12日を算定基準日として、算定基準日の株価終値、算定基準日を含む直近1カ月間、直近3カ月間及び直近6カ月間における終値単純平均値）を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下、「DCF法」といいます。）を算定の基礎としております。

また、クラウドポイント社については、非上場会社であり市場株価が存在しないことから、クラウドポイント社の将来の事業活動の状況を算定に反映するため、DCF法による算定を行いました。2023年11月にクラウドポイント社は、1株当たり72円の配当金を支払う予定であることから、純資産の減少を考慮し、株式価値を算出しております。以上の結果、当社普通株式1株あたりの株式価値を1とした場合の各評価方法における評価レンジは以下のとおりとなります。

当社	クラウドポイント社	株式交換比率のレンジ
市場株価法	DCF法	2.190 ～ 5.590
DCF法	DCF法	1.690 ～ 4.782

DCF法においては、価値算定の際には、両社がプルータス社に算定目的で使用することを了承した、当社及びクラウドポイント社の経営陣より提示された財務予測における収益や投資計画、その他一般に公開された情報等の諸要素を前提としております。なお、算定の際に前提とした当社の財務予測については、中期経営計画に基づいて算定されており、2025年8月期において大幅な増益及びフリーキャッシュフローの拡大を見込んでおります。また、算定の際に前提としたクラウドポイント社の財務予測については、クラ

ウドポイント社の経営陣より提示された事業計画に基づいて算定されており、2026年8月期において大幅な増益及びフリーキャッシュフローの拡大を見込んでおります。

(3) 上場廃止となる見込み及びその理由

該当事項はありません。

(4) 公正性を担保するための措置

公正性を担保するための措置として、本株式交換の実施にあたり、両社から独立した第三者算定機関であるプルータス社に、クラウドポイント社の株式価値の算定を依頼し、その算定結果を参考にして、両社の間で真摯に協議・交渉を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。

以上のことから、当社の取締役会は、本株式交換に関する公正性を担保するための措置を十分に講じているものと判断しております。なお、当社は、上記第三者算定機関から、公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）の取得はしていません。

(5) 利益相反を回避するための措置

取締役会において株式交換契約書締結に係る決議を行う際に、利益相反の関係を有する取締役はおりませんので、利益相反を回避するための特段の措置は必要ないと判断しております。

3. 当社の資本金及び準備金の額に関する事項の定められた相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する当社の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。これは、当社の財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

資本金の額：0円

資本準備金の額：会社計算規則第39条の規定に従い当社が別途定める金額

利益準備金の額：0円

株式会社クラウドポイントの最終事業年度（2023 年 8 月期）
に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照下さい。

事業報告

自〔 2022年9月1日 〕
至〔 2023年8月31日 〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度の経済は数年間に及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響から経済活動の回復が期待される状況にありました。一方で長期化する半導体等電子部品の供給不足などによる調達への制約、円安の影響による仕入れ価格の高騰など経済活動の停滞や縮小により国内外の先行き景気は回復基調にあるものの依然としてと不透明な状況にあります。

当社が属するデジタルサイネージ業界においても、引き続き厳しい状況が続いておりますが、継続的な成長を目標に事業を進めてまいりました。

当事業年度は収益の安定化、更なる成長を目指し、設備投資を再開するプロジェクトを持つ大手企業計画実行される大型案件の獲得に営業注力して参りました。獲得に注力した結果、プロジェクトからの受注や新たなロイヤルカスタマーの獲得、エクセレントパートナーとの連携がすすみ、国内を代表する商業施設・大手チェーン店への導入などの実効性の高い案件獲得が出来ました。また業界全体が再投資計画を進める中で当社の事業を認知いただける接点にもなり、次年度以降の新たなロイヤルカスタマー、エクセレントパートナーからの案件が獲得できるよい機会となりました。

また、昨年度に設立した保守運用の子会社の「株式会社シーピープラス」につきましても大型案件の受注率の向上に寄与し、お客様の運用に対する満足度向上にも貢献させることができました。保守メンテナンスも更に強化して参ります。

この結果、当事業年度の売上高は3,163百万円、営業利益は220百万円、経常利益は219百万円、当期純利益は157百万円となりました。

事業概況は以下のとおりであります。

当社の主な事業であるスマートスペーステクノロジー事業では、デジタルサイネージを活用したスペース（空間）演出のデジタル化・ネットワーク化は業種、業界を問わず広く進んでおります。数年に及ぶ新型コロナウイルス感染症拡大に伴った商業施設や業界全体での事業停滞や計画延期が再開し始め、また新たにデジタルサイネージを検討する企業や商業施設が増加しつつあり、情報発信や、演出用途として有効な手段として定着している状況にあります。当社の営業手法としてWebセミナーを活用し多彩なセ

ミナーコンテンツの提供により集客を強化しました。プロモーションやマーケティングに特化した部門の施策により実効性の高いプロジェクトの発掘や、ロイヤルカスタマー各社のプロジェクトの把握、新たな案件発掘へと繋がり受注する事ができました。デジタルサイネージ関連の売上高は2,573百万円となりました。営業注力業界であり、ロイヤルカスタマーも多くいる中フランチャイズ飲食店など多店舗展開をしている企業への当社製品「CloudExa」を活用したデジタルトランスフォーメーション(DX)化・デジタルサイネージ導入を加速度的に進めることができ出荷台数を伸ばす事ができました。(CloudExa出荷台数2,893台)

その結果、スマートスペーステクノロジー事業の売上高は、3,017百万円となりました。

(2) 重要な設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第31期 2021年2月期	第32期 2022年2月期	第33期 2022年8月期	第34期(当期) 2023年8月期
売 上 高 (百万円)	1,977	2,459	1,185	3,163
経常利益または経常損失(△) (百万円)	△63	155	52	219
当期純利益または 当期純損失(△) (百万円)	△64	104	34	157
1株当たり当期純利益または 当期純損失(△) (円)	△59.83	96.13	32.21	145.73
総 資 産 (百万円)	1,660	1,782	1,565	1,830
純 資 産 (百万円)	291	369	343	492

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算定しております。

第33期は2022年3月1日から2022年8月31日としております。

(4) 対処すべき課題

対処すべき課題として、当社の属する業界・事業環境としましては、長引いた新型コロナウイルス感染症の影響から脱しつつあり、設備や販売促進などへの投資などが再開され業界全体が回復基調にあります。ただし長期化する半導体等電子部品の供給不足などによる調達への制約、円安の影響による仕入れ価格の高騰など、経済への影響を注視していく必要があります。そのような環境下において、当社の継続的な発展と経営基盤の強化を図るために、以下の事項を今後の事業展開における対処すべき課題として認識し、持続的かつ健全な成長を目指して重点的に取り組んでまいります。

① 持続的成長のための事業基盤の確立

当社が属するデジタルサイネージ業界は成長が予測されるなど拡大する成長産業であります。今や各業界・各企業におけるデジタルトランスフォーメーション (DX) への意欲が高まっており、加速度的に店舗、商業施設やオフィスショールームのDX化へ投資需要が高まっています。社会全体がDXという社会変革へ対応していくためのIoT/AIといった分野の技術革新への対応が求められております。一方で経済活動の先行きは依然として不透明であり、半導体不足による仕入商材の制約や、円安の影響におけるによる仕入れ価格の高騰といった影響が出てきておりますが、当社はこの経営環境の変化に対応すべく、顧客の多様なニーズに適切なソリューションを提供する体制を整えることで競争力強化に取り組んでまいります。

第一に、「点」から「面」へ、ビジネスの仕組み構築のため、ロイヤルカスタマー/エクセレントパートナーとの連携を引き続き強化してまいります。また、半導体の供給不足への対応としては協会社とのパートナーシップを強化し自社プロダクトの「CloudExa」S T Bの安定供給に努めてまいります。また納品後の保守メンテナンスサービス「Cloudpoint+ (プラス)」を軸とした保守運用子会社「株式会社シーピープラス」を設立しました。このグループ体制を構築することで大型案件の受注率の向上を図ります。更には他社で導入されたデジタルサイネージの保守運用を受注する事でグループ全体の売上利益を押し上げると共に、保守運用を受託している業者しか知り得ないクライアントの出店計画や設備投資計画を先んじて把握する事で競合を排除したデジタルサイネージの先行受注を実現させます。

第二に、ブランディング強化として市場でのポジション確立を目指します。デジタルサイネージ総合研究所を中心に、DX領域まで拡大し大型案件の獲得を目指します。また、インバウンド (新規問い合わせ) 施策については引き続き強化し、自社Webサイトからの情報発信を積極的に行うだけでなく、大手企業との合同セミナーや展示会への出展、自社主催展示会やセミナーを展開し認知拡大を目指します。またブランディング強化のためにWebを駆使したセミナーや集客、ノウハウの配信などにより市場との接点を更に拡大してまいります。

第三に、IoT/AIといった分野の技術革新への対応を強化するため、自社の強みを生かしながらデジタルサイネージの新たな用途や販路を生み出す事を目的に相乗効果のある企業への資本投資・業務提携を推進してまいります。同時にIoT/AI、ソーシャル、VR/AR、アドテクノロジーといった新たなテクノロジーと自社プロダクトの連携開発を進めていくことで、お客様への提供価値を向上してまいります。

② 人材育成と組織力向上

当社ではコンプライアンス重視の経営を行っております。当社はロイヤルカスタマーへの深耕により案件数や大型案件も増加し、複雑な案件進行においては社内外パートナーとの連携も必要不可欠になってきており、案件進行においてマネジメントスキルをもった中間層の育成が急務になってきております。そこで管理職を目指す社員に

特化した教育、及びより小さい単位でのマネジメント経験をさせていくといった取り組みを通して管理者を目指す層の充実を図ります。更に販売部門を3つの事業部制とし営業利益での予算管理により責任を明確化することで、より市場に合わせた企画提案やスピーディーなクライアント対応を実現させる取り組みをして参りました。その結果、第34期中に新たな管理職の輩出や組織毎の予算達成への意欲向上が図られましたので更なる組織力向上に努めて参ります。

(5) 主要な事業内容 (2023年8月31日現在)

当社は、「スマートな生活空間の創造」をミッションとして掲げ、空間演出で培ったクリエイティブ力を背景にデジタルサイネージの企画設計・設置・システム開発・コンテンツ制作・メンテナンスに至るまで、当社オリジナルの映像デバイスを組み合わせてワンストップでサービスを提供するデジタルプロデュース企業です。「成長産業を創出する」「日本の課題を解決する事業を行う」ことをビジョンとして掲げ、デジタルサイネージの活用領域を拡大しつつお客様の導入推進をはかること、労働力の減少を補うための労働の代替ソリューションの提供と業務効率向上ソリューションを提供しています。

当社の事業セグメントは、「スマートスペーステクノロジー事業」が主な事業となります。「遠隔」「非接触」「省人化」「自動化」への対応が求められてきております。そこで当社では、スマートスペーステクノロジー事業での提供価値を、お客様の従業員が創造的な業務へシフトし、顧客体験価値を高める業務に集中してもらえよう、「空間」にデジタルを活用して情報を的確に伝えるためのリアルタッチポイントを最適化する事業、と定義し直すことで、お客様の場所・時間に応じたデジタルトランスフォーメーション (DX) を実現する基盤を提供してまいります。

<スマートスペーステクノロジー事業>

人々の生活をより豊かにするための次世代技術であるICTやIoT/AIといった最新の<テクノロジー>と、デザインや映像といった独創的な<クリエイティブ>によりスペース (空間) への付加価値創りを支援する事業です。

生活者の身の回りには、多くの場所に様々な情報がデジタルサイネージによって提供されています。街頭の大型LEDビジョンや駅ビル、交通機関、空港、ショッピングモールはもちろん、小型店舗、大学、ホテル、病院などにもデジタルサイネージは広まっています。

デジタルサイネージ導入には、電気機器知識だけでなく、クラウドを中心とするネットワーク知識やシステム連携、動画コンテンツのデザイン、施工から運用保守まで広範な知識が必要となります。そこで、クライアント企業の店舗、事務所、建物等の内部及び外部のスペースに対して、クラウド型映像配信システム「CloudExa (クラウドエクサ)」、LED表示機「LED WORLD (エルイーディーワールド：旧製品名ベガスビジョン)」、瞬間調光フィルム「TANYO FOGLEAR (タンヨー フォグリア)」等の自社映像

デバイスを組み合わせながら、サイネージ動画制作サービスや保守メンテナンスサービスを提供し、更には国内外のハードウェア・ソフトウェアをベンダーフリーの立場で選定し、全国に所在する施工会社とのネットワークを活用しワンストップで提供できる体制を整えており、お客様のデジタルサイネージ戦略を支援しております。

当社では2023年8月時点で大型商業施設や公共施設さらにオフィス空間まで全国20,000箇所、48,000面以上の設置・運用実績まで拡大しています。

(6) 主要拠点 (2023年8月31日現在)

本 社 : 東京都渋谷区
大阪オフィス : 大阪府大阪市
福岡オフィス : 福岡県福岡市

(7) 従業員の状況

(2023年8月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
94名	9名	35.5歳	7.4年

(8) 主要な借入先の状況

(2023年8月31日現在)

借 入 先	借入金残高 (千円)
株式会社商工組合中央金庫	205,530
株式会社日本政策金融公庫	149,440
株式会社みずほ銀行	107,500
株式会社りそな銀行	88,998
株式会社きらぼし銀行	88,452
株式会社三井住友銀行	10,016

2. 株式に関する事項 (2023年8月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 5,000,000株

(2) 発行済株式の総数 1,082,359株

(3) 株主数 25名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
三 浦 巖 嗣	787,004	72.71
株式会社マーフコーポレーション	134,000	12.38
三 浦 美 紀	52,400	4.84

加賀電子株式会社	12,000	1.11
東京リスミック株式会社	12,000	1.11
リンテック株式会社	12,000	1.11
株式会社キョーエン	10,000	0.92
渡 辺 剛 仁	8,000	0.74
三 浦 節 子	6,000	0.55
上 野 隆 弘	5,495	0.51

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	三 浦 巖 嗣	
取 締 役	平 野 将 之	執行役員営業本部長
取 締 役	松 山 裕 一	執行役員西日本事業本部長
取 締 役	上 野 隆 弘	執行役員ビジネス開発本部長、管理本部長
監 査 役	細 川 明 雄	

4. 業務の適正を確保するための体制整備に関する事項

当社は業務の適正を確保するため、以下のとおり体制を整備しております。

(1) 取締役及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役会規程、職務権限規程等の職務の執行に関する社内規程を実態の変化に合わせて適時・適切に改定し、取締役・従業員は定められた社内規程に従い、業務を遂行する。
- ② 代表取締役は、経営理念、企業行動憲章により明確化された当社の社会的責任を従業員に周知徹底することにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることとする。
- ③ 経営会議において、必要な規程・ルール・マニュアル等を制定し、従業員に配布する。各種法規制の周知徹底に努め、会社の事業活動につき遵法の指導モニタリングを行い、コンプライアンスを強化する。
- ④ 取締役及び従業員の業務遂行における法令・社内規程・規則等の遵守状況について、各取締役は日常的に相互監視を行い、その遵守状況を調査し、会社経営に対する影響の評価分析を行う。

(2) 取締役の職務執行に係わる情報保存及び管理に関する体制

- ① 文書の作成、受発信、保管、保存及び廃棄に関する文書管理規程その他の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を保存、管理する。

- ② 取締役、監査役及び内部監査部門は、いつでもこれらの文書を閲覧できる。

(3) 損失の危険管理に関する規程その他の体制

- ① 経営会議のほか各部門の専門委員会を設置し、重要な案件につき具体的な実行計画を慎重に審議し、事業リスクの排除、軽減を図る。
- ② 事業環境や業界構造の変化に基づき多様化するリスクの管理及び損失の予防に努め、社会からの信頼を維持するため、社内規程を整備しその遵守を図ることによりリスク管理体制を構築する。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営会議ならびに各部門の専門委員会により、重要案件につき事前に審議を行い、取締役会における取締役の迅速且つ適正な意思決定を促進する。
- ② 中期経営計画の策定により経営方針を明確化し各部門に周知徹底する。
また、年間、四半期、ならびに月別予算管理により、業務遂行の進捗管理を行い、経営資源の最適活用を図る体制を確保する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役は、内部監査部門と必要に応じ意見・情報交換を行うことができ、また、監査役の職務遂行に必要な調査、情報収集等の事項を監査役の判断で実施可能な体制にある。このため、監査役の職務を補助すべき従業員については、その必要が生じた場合に監査役の求めに応じて設置することとし、監査役の指揮命令下に置くこととする。

(6) 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する従業員の人事異動及び考課については、事前に監査役に報告を行い、了承を得ることとする。また、当該従業員に他の業務を兼務させる場合は監査役の同意を得ることとし、その人事考課についても同様に報告・了承を得ることとする。

(7) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

- ① 取締役は会社に著しい影響を及ぼす事実が発生または発生するおそれがあるときは、監査役に速やかに報告する。
- ② 監査役は取締役会への出席のほか、経営会議その他の会議に出席し意見を述べるができる。
- ③ 取締役及び従業員は、監査役の求めに応じていつでも経営情報を提供できるよう、適切な管理を行わなければならない。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監査役監査規程」及び「監査役監査実施要領」に定めるところに従い、監査役監査の有効性ならびに実効性を確保するため、取締役は従業員に監査役への協力を指導する。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制

- ① 反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、これら団体からの要求を断固拒絶するとともに、これら団体と関係のある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない。
- ② 反社会的勢力排除に関する規程及びマニュアルを整備し、社内研修を実施するなど体制構築に取り組む。
- ③ 反社会的勢力からの不当要求に備え、警察、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会及び弁護士等の外部の専門機関との連携による情報収集等を行う。

貸借対照表
(2023年8月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,490,186	流動負債	856,786
現金及び預金	709,691	買掛金	367,736
受取手形	71,939	1年内償還予定の社債	26,000
売掛金	295,831	1年内返済予定の長期借入金	168,570
原材料	251,166	リース債務	2,754
仕掛品	48,106	未払金	70,140
前渡金	7,112	未払費用	4,863
前払費用	24,350	未払法人税等	76,413
未収入金	81,849	未払消費税等	17,944
その他	137	前受金	86,188
		預り金	7,065
		賞与引当金	29,109
		その他	0
固定資産		固定負債	481,777
有形固定資産	11,079	長期借入金	481,365
建物	2,827	リース債務	411
工具、器具及び備品	5,447		
リース資産	2,805		
		負債合計	1,338,563
無形固定資産	26,871	純資産の部	
ソフトウェア	26,871	株主資本	493,407
その他	0	資本金	230,000
		資本剰余金	32,779
投資その他の資産	302,470	資本準備金	10,000
投資有価証券	200,899	その他の資本準備金	22,779
関係会社株式	10,000	利益剰余金	230,627
差入保証金	68,071	その他利益剰余金	6,602
繰延税金資産	21,509	繰越利益剰余金	224,024
その他	1,990	評価・換算差額等	△1,362
		その他有価証券評価差額金	△1,362
資産合計	1,830,607	純資産合計	492,044
		負債及び純資産合計	1,830,607

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書
(自2022年9月1日～至2023年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,163,380
売 上 原 価		2,327,015
売 上 総 利 益		836,364
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		615,924
営 業 損 益		220,440
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,757	
受 取 配 当 金	232	
そ の 他	3,403	5,393
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,012	
社 債 利 息	367	6,380
経 常 損 益		219,453
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	24,676	24,676
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	10,130	
移 転 関 連 費 用	835	10,965
税 引 前 当 期 純 損 益		233,165
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		78,469
法 人 税 等 調 整 額		△3,040
当 期 純 損 益		157,736

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書
(自2022年9月1日～至2023年8月31日)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	230,000	10,000	22,779	32,779	4,870	85,337	90,208
当期変動額							
剰余金処分					1,731	△19,049	△17,317
当期純利益						157,736	157,736
株主資本以外の項目の当期変動額							
当期変動額合計	—	—	—	—	1,731	138,687	140,419
当期末残高	230,000	10,000	22,779	32,779	6,602	224,024	230,627

(単位：千円)

株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
352,988	△9,142	△9,142	343,846
△17,317			△17,317
157,736			157,736
	7,779	7,779	7,779
140,419	7,779	7,779	148,198
493,407	△1,362	△1,362	492,044

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

<p>重要な会計方針に係る事項に関する注記</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>子会社株式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動平均法による原価法 ・市場価格のない株式等以外のもの <p>決算日の市場価格等に基づく時価法によっております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定してあります。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場価格のない株式等 <p>移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>仕掛品……個別法による原価法によっております。（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下の方法により算出してあります。）</p> <p>原材料……総平均法による原価法によっております。</p>						
	<p>2 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>定率法によっております。ただし、当社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。</p> <p>なお、主要な耐用年数は以下のとおりです。</p> <table style="margin-left: 40px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">建</td> <td style="padding-right: 20px;">物</td> <td>10年～18年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td></td> <td>4年～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p> <p>(3) リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	建	物	10年～18年	工具、器具及び備品		4年～15年
	建	物	10年～18年				
	工具、器具及び備品		4年～15年				
	<p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。</p>						
<p>4 消費税の会計処理方法</p> <p>税抜方式を採用しております。</p>							
<p>5 繰延資産の処理方法</p>							

	社債発行費用 社債発行費は支出時に全額費用処理する方法によっております。																						
貸借対照表に関する注記	有形固定資産減価償却累計額	116,114千円																					
株主資本等変動計算書に関する注記	1 発行済株式の総数 普通株式1,082,359株																						
	2 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数 普通株式 22,400株																						
	3 配当金に関する事項について記載 (1) 配当金支払額																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>決議</th> <th>株式の種類</th> <th>配当の原資</th> <th>配当金の総額(千円)</th> <th>1株あたりの配当額(円)</th> <th>基準日</th> <th>効力発生日(配当支払日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2022年10月27日定時株主総会</td> <td>普通株式</td> <td>利益剰余金</td> <td>17,317</td> <td>16</td> <td>2022年8月31日</td> <td>2022年10月28日</td> </tr> </tbody> </table>	決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株あたりの配当額(円)	基準日	効力発生日(配当支払日)	2022年10月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	17,317	16	2022年8月31日	2022年10月28日								
決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株あたりの配当額(円)	基準日	効力発生日(配当支払日)																	
2022年10月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	17,317	16	2022年8月31日	2022年10月28日																	
	<p>(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期となるもの</p> <p>2023年10月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。</p> <p>配当金の総額 77,929,848円</p> <p>1株あたりの配当額 72円</p> <p>基準日 2023年8月31日</p> <p>効力発生日(配当支払日) 2023年10月30日</p> <p>なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。</p>																						
税効果会計に関する注記	<p>1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)</p> <table> <tr> <td>未払事業税</td> <td>4,482</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td>1,489</td> <td></td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td>8,913</td> <td></td> </tr> <tr> <td>棚卸資産評価損</td> <td>239</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア仮勘定</td> <td>2,008</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資産除去債務</td> <td>2,262</td> <td></td> </tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td> <td>2,259</td> <td></td> </tr> </table>		未払事業税	4,482	千円	未払費用	1,489		賞与引当金	8,913		棚卸資産評価損	239		ソフトウェア仮勘定	2,008		資産除去債務	2,262		投資有価証券評価損	2,259	
未払事業税	4,482	千円																					
未払費用	1,489																						
賞与引当金	8,913																						
棚卸資産評価損	239																						
ソフトウェア仮勘定	2,008																						
資産除去債務	2,262																						
投資有価証券評価損	2,259																						

	<table> <tbody> <tr> <td>電話加入権</td> <td>637</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td>601</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td>23,253</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>1,744</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td>21,509</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> </tbody> </table>	電話加入権	637	その他有価証券評価差額金	601	<hr/>		繰延税金資産小計	23,253	評価性引当額	1,744	<hr/>		繰延税金資産合計	21,509	<hr/>	
電話加入権	637																
その他有価証券評価差額金	601																
<hr/>																	
繰延税金資産小計	23,253																
評価性引当額	1,744																
<hr/>																	
繰延税金資産合計	21,509																
<hr/>																	
1株当たり情報 に関する注記	<table> <tbody> <tr> <td>1株当たりの純資産額</td> <td>454円60銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たりの当期純利益</td> <td>145円73銭</td> </tr> </tbody> </table>	1株当たりの純資産額	454円60銭	1株当たりの当期純利益	145円73銭												
1株当たりの純資産額	454円60銭																
1株当たりの当期純利益	145円73銭																
その他の注記	該当事項はありません。																

監査報告

2022年9月1日から2023年8月31日までの第34期事業年度における取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

わたくしは、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその付属明細書について検討いたしました。

更に、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその付属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2023年10月10日

株式会社クラウドポイント

監査役 細川明雄 ㊟

以上